

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例
の制定について

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例を次
のように制定するものとする。

令和元年9月10日 提出

燕市長 鈴木 力

記

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例

(燕市職員定数条例の一部改正)

第1条 燕市職員定数条例(平成18年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)の次に「。以下「法」という。」を加え、「の規定の適用を受けるべき職員」を「に規定する一般職に属する常時勤務の職員(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として採用される者を除く。)」に改める。

(公益的法人等への燕市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 公益的法人等への燕市職員の派遣等に関する条例(平成18年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(燕市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 燕市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成18年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(燕市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 燕市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(平成18年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条中「月額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、これらに相当する報酬の額)」を加える。

(燕市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 燕市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年条例第40号)の

一部を次のように改正する。

第1条中「地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項に規定する企業職員及び」を削る。

第19条の見出し中「臨時職員及び非常勤職員」を「会計年度任用職員及び臨時的任用職員」に改め、同条中「職員のうち燕市職員定数条例(平成18年燕市条例第32号)第3条に規定する職員(以下この条において「定数内職員」という。)以外の臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)」を「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び法第22条の3に規定する臨時的任用職員」に改め、「定数内職員に係るこれらの定めを超えない範囲内において」を削る。

(燕市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 燕市職員の育児休業等に関する条例(平成18年条例第41号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「職員のうち」を「職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち」に改める。

第8条中「職員が」を「職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が」に改める。

第19条の表第20条の項を削る。

(燕市職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 燕市職員の給与に関する条例(平成18年条例第52号)の一部を次のように改正する。

第20条を削り、第20条の2を第20条とする。

第21条を第23条とし、第20条の次に次の2条を加える。

(会計年度任用職員の給与)

第21条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に支給する給与は、他の常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、別に条例で定める。

(臨時的任用職員の給与)

第22条 法第22条の3に規定する臨時的任用職員に支給する給与は、前

各条の規定にかかわらず、任命権者が別に定める。

別表第1備考中「ただし、第20条に規定する職員を除く。」を削る。

(燕市職員旅費支給条例の一部改正)

第8条 燕市職員旅費支給条例(平成18年条例第55号)の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「第4項」の次に「並びに第5項」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を次のように改める。

4 第1項、第2項及び前項の規定のほか、職員又は職員以外の者に、市費を支弁して旅行させる必要があると認められる場合には、その者に対し、旅費を支給することができる。

第3条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

(燕市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第9条 燕市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年条例第191号)の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「、職員」を「、職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。